

副 本

平成18年(行コ)第119号 住基ネット受信義務確認等請求控訴事件
控訴人 杉並区
被控訴人 国, 東京都

証 拠 説 明 書

平成19年8月3日

東京高等裁判所第10民事部ハロ1係 御中

略語等は準備書面の用例による。

号証	標 目 (作 成 者)		作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 40	住基ネットの個人情報保護対策（個人情報保護の取り組み） （総務省）	写し	H15	住基ネットサービス利用エリア、市町村独自サービスエリアはそれぞれ独立していて、住民基本台帳ネットワークシステムから市町村独自サービスエリアの情報へアクセスすることはできず、住民票コードは、市町村独自サービスエリアでは使用されないこと
乙 41	住基ネットの個人情報保護対策（住基ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査票による点検状況） （総務省）	写し	H15.8.8	同上